

※DCとは Defined Contribution の略＝確定拠出年金のことです。平成28年5月24日 NO. 90

【速報】「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が24日の衆院本会議で可決され、成立しました。同法案の概要を確認しておきましょう。

**「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」
(平成27年4月3日提出閣法)**

〈改正内容の概要〉

- (1) 中小企業の従業員加入を促す新制度の創設
- (2) 個人型DC加入条件の緩和
- (3) DC拠出限度額を月次から年次に変更
- (4) DCの運用の改善
- (5) 投資教育の継続実施を企業の努力義務に
- (6) ポータビリティの拡充

以下、各項目についてみていきます。

1. 中小企業の従業員加入を促す新制度の創設

従業員100人以下の中小企業を対象に、①「簡易型DC制度」、②「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」を創設。

①は、企業型年金の一種として創設される設立時の書類を大幅に簡素化した新しいDC制度。②は従来の個人型DCに加入する従業員を対象に、事業主(雇用主)が掛金を上乗せして拠出できる制度。

2. 個人型DC加入条件の緩和

従来は個人型DCへの加入を認められていなかった公務員や国民年金第3号被保険者(専業主婦等)、確定給付型年金のみ加入者に個人型DCへの加入を認める。

また、企業型DC加入者でもマッチング拠出を行っておらず、個人型DCへの加入可とする旨を規約で定める場合に限り個人型DCへの加入を認める。

〈それぞれの拠出限度額〉

- 公務員等共済加入者⇒年14.4万円
- 国民年金第3号被保険者⇒年27.6万円
- 確定給付型年金のみ加入者⇒年14.4万円
- 企業型DC加入者(他企業年金無)⇒年24.0万円
- 企業型DC加入者(他企業年金有)⇒年14.4万円

3. DC拠出限度額を月次から年次に変更

月5.5万円と決められている拠出限度額を年額66万円に変更。従来は不可能だったボーナス時に一括拠出することも可能に。

4. DCの運用の改善

提供する運用商品の数について一定の制限を設けることにより運用商品の厳選を促す。運用商品の除外要件を「商品選択者の2/3以上の同意」とする。リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品を提供することを義務付ける。指定運用方法の設定について、省令で一定の要件を定める。なお指定運用方法を設定するかどうかは運営等の任意。

5. 投資教育の継続実施を企業の努力義務に

投資知識を継続的に得る機会に乏しい加入者が一定数存在することから、現行、配慮義務となっている継続投資教育を事業主の努力義務とすることにより、投資教育の継続実施を促す。

6. ポータビリティの拡充

確定給付企業年金(DB)規約で資産の移換について定められている場合、DCからDBへの資産の移換を可能とする。合併等の場合において、DB及び企業型DCと、中小企業退職金共済との間で資産の移換を可能とする。

以上

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。本資料は、岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したのですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。※岡三証券は確定拠出年金(DC)の運営管理機関です(登録番号667)。